

栃木県外でも

栃木県外で新築住宅を
ご検討中の方へ！



「とちぎ材」で家を建てる
と
10万円相当の栃木県産品もらえます！



令和7(2025)年度 とちぎ材の家づくり支援事業【県外版】
県外住宅向け木材利用ポイント事業



事業の要件、申請の手続きについては裏面へ
(QRコードから申請書の様式をダウンロードできます)

【お問合せ先】

栃木県環境森林部林業木材産業課 木材産業担当

☎028-623-3277 ✉mokuzai@pref.tochigi.lg.jp



申請手続きの流れ

1 住宅建築

建築前

建築主 建築前に住宅の建築部材に「とちぎ材」の利用を提案

工務店 県へポイント事業を申請

県 申請のあった工務店等事業者に対し交付決定

建築

建築後

工務店 必要書類を添え、県へ施工完了を報告

県 施工完了を確認後、工務店等事業者へ確認通知を送付

工務店 建築主へ「ポイント交換申込書」を送付

※対象物件については下の「**対象住宅**」参照



2 ポイント交換商品の申込

建築主 『栃木県産品カタログ』から10万円相当の商品を選び、工務店等事業者へ「ポイント交換申込書」を提出

工務店 「ポイント交換申込書」を商品交換事業者（県委託業者）に申込

➡ **あとは待つだけ!**



対象住宅

- (1)とちぎ材を「**10㎡以上**」使用して、**栃木県外**に建築される木造住宅
- (2)令和7(2025)年4月1日以降に着手し、**令和8(2026)年1月31日**までに**木工事**を完了できるもの

構造材・内装材・下地材など

※とちぎ材とは・・・

栃木県内の森林から産出(生育)した素材丸太を原料とした建築材料
ただし、生産加工は栃木県内外を問いません。



【お問合せ】 栃木県環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当

☎ 028-623-3277 ✉ mokuzai@pref.tochigi.lg.jp